

相 談 事 例

ID : 04-05-006

相談タイトル

筆界特定制度について

Q : ご相談内容

以前購入した山林について、隣地所有者から筆界特定制度に基づく境界特定の申し立てがあり、国調の結果で筆界を認定することを告げられました。今後どのように対応したら良いのでしょうか。

A : 回答

筆界特定制度とは、法務局の登記官による土地の境界位置を現地で特定するものです。筆界は公権的に認定されるので、たとえ裁判になったとしても国調の結果が尊重される可能性が高いと思います。しかし筆界の問題と所有権については別問題となり、現在所有している部分までの所有権の主張（時効取得）を裁判により争うことはできるかと思います。